

監査に基づく指摘及び注意基準

平成13年	1月	制定
平成14年	1月	一部改正
平成15年	1月	一部改正
平成17年	11月	一部改正
平成20年	11月	一部改正
平成21年	4月	一部改正
平成21年	10月	一部改正
平成22年	10月	一部改正
平成28年	10月	一部改正
令和2年	10月	一部改正
令和3年	6月	一部改正
令和5年	1月	一部改正
令和7年	2月	一部改正

共 通 認 識 事 項

- 1 「金額」を基準としているものについては、原則1件ごとの金額とする。
(例) ・ 甲公所において、給料の返還がA氏4万円、B氏2万円、C氏2万円の場合は、1件ごとにみて注意事項としない。
(3件を合わせて8万円の指導事項とする。)
- 2 「予算」と「収入」又は「支出」の関係については、次の例による。
(例) ・ 予算科目を誤って30万円の予算を計上し、収入において30万円を誤った科目に収入した場合は、予算では注意事項、収入では指摘事項となるが、元々は予算計上を誤ったことによるものなので、予算の注意事項とする。
・ 予算科目では適正に計上されているにもかかわらず、収入において20万円の収入科目の誤りがあった場合は、収入の指摘事項とする。
- 3 同様の事項が複数ある場合は、上位の事項により指摘等を行う。
(例) ・ 甲公所において、給料の返還がA氏6万円、B氏2万円、C氏2万円の場合は、A氏6万円が注意事項となることから3件を合わせて10万円での注意事項とする。
- 4 県に損害を生じさせたもの及び県民に影響を与えたと思料されるもの等については、その程度により、上位の基準を適用することができる。
- 5 監査実施以前に監査対象機関又は会計局その他の内部検査等によって誤りが発見され、速やかに是正又は改善されたものは、本基準を適用しないことができる。

1 事務事業

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	(1) 法令、条例、規則等に違反し、適正に処理していないもの	ア 法令、条例、規則等に準拠せず、適正に処理していないもので、その影響が軽微なもの
	(2) 申請事項の調査及び審査が不十分なため取扱いに不均衡が生じているもの	イ 左のもので軽微なもの
	(3) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもの	ウ 左のもので軽微なもの
	(4) 許可、認可等の処分が、正当な理由もなく、標準処理期間から著しく遅延していたもの	エ 左のもので軽微なもの
2 現情勢からみて、住民の福祉の増進への寄与が希薄な事業を引き続き実施しているもの	(1) 社会経済情勢に適合していない事務事業を引き続き実施しているもの	
3 執行管理体制が適切でないもの	(1) 事業の執行体制が適切でないため、財務状況に重大な影響を与えたもの	ア 左のもので軽微なもの
	(2) 事務事業の執行体制の改善が必要と認められるもの	
	(3) 内部けん制が的確に機能していないもの	
4 事務事業の実施に経済性が発揮されていないもの又は効率的に実施されていないもの	(1) 事務事業の実施に経済性が発揮されなかったため又は効率的に実施されなかったため、財務状況に重大な影響があったもの	ア 左のもので軽微なもの
	(2) 事務事業が重複して行われるなど改善が必要と認められるもの	
5 事務事業が目的に沿って運営されていないもの又はその成果が認められないもの	(1) 事務事業の本来の目的を逸脱して実施しているもの	ア 事務事業の本来の目的から一部逸脱して実施しているもの
	(2) 事務事業の成果が期待できないもの及び事業の成果が認められないもの	
	(3) 制度の運用が適切でないもの	イ 左のもので軽微なもの
6 公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの	(1) 公金等の横領又は紛失が発生したもの	ア 公金等の管理が適切でないもの
	(2) 公印又は文書の管理が不適切で、著しい損害が生じたもの	イ 公印又は文書の管理が適切でないもの
7 その他	(1) 上記以外で重大な事項	ア 左のもので軽微なもの

※ 1－(1)：法令、条例、規則等に違反し、適正に処理していないものには、いわゆる「年度越え」、「預け」、「差替え」などを含む。

2 予 算

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 予算措置が適切でないもの	(1) 事務事業の内容をよく精査しないで予算化し、予算の執行及び事業の実施に重大な影響を与えたもの	ア 事務事業の予算措置において改善を要するもの
2 予算の計画的・効率的執行がなされていないもの	(1) 予算の配当替の時期、金額、支出科目等が適切でなく事務事業に影響を与えたもの	
	(2) 当初予算の執行が著しく遅延しているなど、予算の執行時期等が極めて不適切なもの	ア 予算の執行時期等が適切でないもの
	(3) 本庁発注とすべき工事等について、予算を公所に配当替して分割発注させるなど、事業の適正な執行を歪めているもの	
	(4) 合理的な理由もなく年度末又は会計年度内に大量に物品を購入するなど重大なもの	イ 左のもので軽微なもの
3 予算の計上が適切でないもの	(1) 予算制度の目的に違反するもの	
	(2) 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので 100 万円以上のもの	ア 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので 10 万円以上のもの
	(3) 予算科目を誤ったもので、節又は細節で 100 万円以上のもの	イ 予算科目を誤ったもので、節又は細節で 10 万円以上のもの
	(4) 合理的な理由もなく、多額の不用額が生じるなど、予算の計上が不適切（補正等含む）なもので重大なもの	ウ 左のもので軽微なもの
4 予算の流用又は予備費の支出が適切でないもの	(1) 予算補正で措置し得る（すべき）にもかかわらず予備費の使用若しくは予算の流用などをした節又は細節で 50 万円以上のもの	ア 予算補正で措置し得る（すべき）にもかかわらず安易に予備費の使用若しくは予算の流用などをした節又は細節で 50 万円未満のもの
5 予算の繰越しが適切でないもの	(1) 繰越手続が適切でないもの又は繰越事由に合理性がないもの	
6 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

※ 2－(4)：「大量に物品を購入するなど重大なもの」については、年度末に年間需用を超えたもの（切手等の金券の場合は年度末残高が年間使用額の50%を超えたもの）を含む。

※ 2－イ：「左のもので軽微なもの」は年度末に年間需用の50%以上の物品を購入したもの（切手等の金券の場合は年度末残高が年間使用額の25%を超えたもの）を含む。

3 収 入

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 収入の調定が適切でないもの	(1) 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので、節又は細節で10万円以上のもの及び県の歳入に重大な影響を与えたもの	ア 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので、1万円以上のもの
	(2) 収入の款・項を誤ったもの（公営企業会計においては、資本的収入とすべきものを収益的収入（又はその逆）としているもの）	
	(3) 収入科目を誤ったもので、目、節又は細節で10万円以上のもの及び県の歳入に重大な影響を与えたもの	イ 収入科目を誤ったもので、目、節又は細節で1万円以上のもの
	(4) 調定又は収入を行っていない10万円以上のもの	ウ 調定又は収入を行っていない1万円以上のもの
	(5) 調定額又は収入額を誤った10万円以上のもの	エ 調定額又は収入額を誤った1万円以上のもの
	(6) 調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの	オ 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの
2 収入事務が適切でないもの	(1) 現金又は有価証券を受領した際に領収証書を交付していないもの	
	(2) 現金出納簿の登記がなされていないもの	
	(3) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく9営業日を超えて遅延している10万円以上のもの	ア 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの
	(4) 現金又は有価証券を施錠せず管理するなど管理方法が著しく不適切なもの	イ 現金又は有価証券の管理方法が適切でないもの
	(5) 現金又は有価証券を紛失したもの	
	(6) 県証紙収入において、所定の金額の証紙が貼付されていないもので総額10万円以上のもの、消印のないものが相当数あるもの	ウ 県証紙収入において所定の金額の証紙が貼付されていないもので、総額1万円以上のもの、消印のないもの又は消印の時期が適切でないもの
	(7) 減免措置が適正でない10万円以上のもの	エ 減免措置が適正でない1万円以上のもの
	(8) 国庫補助金等の収入に係る事務処理において、国からの通知に対応した事務処理が、同通知を受領した日から2箇月を超えて遅延しているもの	オ 国庫補助金等の収入に係る事務処理において、国からの通知に対応した事務処理が、同通知を受領した日から1箇月を超えて遅延しているもの
	(9) 納税又は納入の通知が納入の通知をすべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの	カ 納税又は納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの
	(10) 納税額又は納入額の誤りが10万円以上のもの	キ 納税額又は納入額の誤りが1万円以上のもの
2 収入事務が適切でないもの	(11) 過誤納金の還付手続が過誤納された日（県税の申告納付については、修正申告が提出された日）から3箇	ク 過誤納金の還付手続が過誤納された日（県税の申告納付については、修正申告が提出された日）から2箇

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
	月を超えて遅延した 10 万円以上のもの	月を超えて遅延した 1 万円以上のもの
	(12) 県の収入とする根拠がないにもかかわらず収入しているもの	ケ 左のもので軽微なもの
	(13) 公所長専決又は委任に係る授業料の減免申請に対する減免の適否の決定に、受理日から 2 箇月を超えているもの	コ 公所長専決又は委任に係る授業料の減免申請に対する減免の適否の決定に、受理日から 1 箇月を超えているもの
	(14) 授業料の減免申請書の免除権者への進達に、申請書受理日から 2 箇月を超えているもの	サ 授業料の減免申請書の免除権者への進達に、申請書受理日から 1 箇月を超えているもの
	(15) 授業料の減免申請書の進達を受けた免除権者が、減免の適否の決定に、進達を受けた日から 2 箇月を超えているもの	シ 授業料の減免申請書の進達を受けた免除権者が、減免の適否の決定に、進達を受けた日から 1 箇月を超えているもの
	(16) 授業料の減免を決定したものについて、納付義務のない授業料を 2 箇月以上徴しているもの	ス 授業料の減免を決定したものについて、納付義務のない授業料を 1 箇月以上徴しているもの
3 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

4 支 出

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 支出負担行為が適切でないもの	(1) 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので、節又は細節で10万円以上のもの及び県の歳出に重大な影響を与えたもの	ア 年度所属区分又は会計区分を誤ったもので、節又は細節で1万円以上のもの
	(2) 支出の款・項を誤ったもの（公営企業会計においては、資本的支出とすべきものを収益的支出（又はその逆）としているもの）	
	(3) 支出科目を誤ったもので、目、節又は細節で10万円以上のもの及び予算の執行に重大な影響を与えたもの	イ 支出科目を誤ったもので、目、節又は細節で1万円以上のもの
	(4) 支出額を誤ったもので10万円以上のもの	ウ 支出額を誤ったもので1万円以上のもの
	(5) 支出の必要性が認められず、明らかに不経済又は不必要と認められるもの	
	(6) 積算基礎が明確でないもので重大なもの	エ 積算基礎が明確でないもので軽微なもの
	(7) 事後の支出負担行為で重大なもの	オ 事後の支出負担行為で軽微なもの
	(8) 予算の配当替を受ける前に支出負担行為を実施しているもの	カ 左のもので軽微なもの
2 支出事務が適切でないもの	(1) 予算で定める額を超えて支出するなど、予算統制上、極めて不適切なもの	ア 左のもので軽微なもの
	(2) 支払期限から3箇月を超えて延しているもの	イ 支払期限内に支払をしていないもの
	(3) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの	ウ 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの
	(4) 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等を1万円以上発生させたもの	エ 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等を発生させたもの
	(5) 請求書の請求年月日等の記入がないものが相当数あるもの	オ 請求書の請求年月日等の記入がないもの
	(6) 資金前渡又は概算払の精算（0精算を除く）が、正当な理由もなく支払を完了した日又は履行が完了した日から3箇月を超えて遅延しているもの	カ 資金前渡又は概算払の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日又は履行が完了した日から1箇月を超えて遅延しているもの（0精算は2箇月を超えて遅延）
	(7) 正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの	キ 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの
	(8) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので重大なもの	ク 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの
	(9) 資金前渡又は概算払を受けた現金を紛失したもの	

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
2 支出事務が適切でないもの	(10) 納品検査体制に不備があるもの	ケ 検収の事務処理が適切でないもの
	(11) 検収が不十分なため、発注と異なる（規格等）物品等が納品されているもの	
3 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

5 契 約

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 業者の選定・決定が適切でないもの	(1) 業者の選定・決定が著しく不適切なもの	ア 業者の選定・決定が適切でないもの
	(2) 指名資格がない業者を選定したもの	イ 契約相手方選定が適切でないもの
2 随意契約の要件を欠くもの又は随意契約の理由が明確でないもの	(1) 随意契約の要件に該当しないもの	ア 随意契約の理由が明確でないもの
3 設計・積算が適切でないもの	(1) 設計・積算が記載されていないなど著しく不適切なもの	ア 設計・積算の内容の一部が明確でないもの
	(2) 設計内容に合理性が認められないなど、コスト意識が大きく欠けている設計となっているもの	イ 左のもので軽微なもの
	(3) 工事施工時期又は工期が著しく不適切なもの	ウ 左のもので軽微なもの
	(4) 設計額に 50 万円以上の積算誤りがあるもの	エ 設計額に 10 万円以上の積算誤りがあるもの
	(5) 設計において事業目的の理解、現場の状況調査が不十分のため、着工当初から大幅な設計変更をせざるを得ないもの	オ 設計において事業目的の理解、現場の状況調査が不十分のため、着工当初から設計変更せざるを得ないもの
4 工事・物品購入等の分割などが適切でないもの	(1) 別発注とすべきものを、契約変更で対応しているもの	ア 当初契約に計上すべきものを、安易に契約変更で対応しているもの
	(2) 分割発注に、正当な理由が認められず、適切でないもの	イ 左のもので軽微なもの
5 入札事務が適切でないもの	(1) 入札事務等が適切でなく、落札決定後に落札決定を取り消したもの	ア 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの
	(2) 入札事務等が適切でなく、契約を解除したもの	
	(3) 入札事務等が適切でないまま契約をしているもの	
	(4) 事務手続等が著しく適切でないもの	イ 事務手続等が適切でないもの
6 契約の締結又は履行が適切でないもの	(1) 契約に必要事項の記載がないもの等、契約内容が適切でないもの	ア 必要事項の記載が不備なもの
	(2) 議会の議決を要するにもかかわらず、議会の議決を経ないもの	
	(3) 契約の変更において、変更理由、変更時期が適切でないもの	イ 契約の変更理由が明確でないもの
	(4) 債務の履行確認をしていないもの又は履行確認が債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から 1 箇月を超えて遅延し、事業の成果に重大な欠陥が認められるもの	ウ 債務の履行確認が不十分なもの又は履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から 10 日を超えて行っていないもの
	(5) 入札保証金又は契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもの	エ 左のもので軽微なもの

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
6 契約の締結又は履行が適切でないもの	(6) 委託事業に係る実績報告の確認が不十分な 100 万円以上のもの	オ 委託事業に係る実績報告の確認が不十分な 10 万円以上のもの
7 工事施工管理が適切でないもの	(1) 一括請負の禁止規定に違反しているもの	ア 下請報告書等の所定の書類の提出を受けていないもの
	(2) 工事検査が工事を完成した旨の通知を受けた日から 1 箇月を超えて遅延しているもの	イ 工事検査が工事を完成した旨の通知を受けた日から 14 日を超えて遅延しているもの (ただし、支払期間において遅延日数を差引しているものを除く)
	(3) 出来高不足又は不良が 50 万円以上認められるもの	ウ 出来高不足又は不良が 10 万円以上認められるもの
8 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

※５：入札事務とは、設計・積算から、契約方法の検討・決定、参加者資格の決定、公告、入札、落札者決定等を経て、契約締結に至るまでの一連の事務をいう。

6 債 権

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 貸付金制度の運用に課題があるもの	(1) 制度が利用されていないもの及び利用が著しく低いもの	ア 制度の利用が十分でないもの
2 未収金等の債権の管理が適切でないもの	(1) 強制執行（滞納処分）を全く行っていないなど、債権の管理が極めて不適切なもの	ア 督促状発行整理簿等を備えていないもの イ 債権管理簿、滞納整理票又は債権整理簿による管理を行っていないもの
	(2) 時効中断措置をとっていないなど、時効管理が適切でなく、県に損害を与えたもの	ウ 左のもので軽微なもの
	(3) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの	エ 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のもの
	(4) 延滞金若しくは違約金の徴収手続をしていないもの又は徴収手続が誤っているもの	オ 延滞金に充当すべきものを元本に充当しているもの
	(5) 債権の徴収停止、履行期限の延長、債務免除等の必要な手続をせず放置しているもの又は手続が誤っているもの	カ 左のもので軽微なもの
		キ 個別マニュアル等が適切に作成されていないもの
3 不納欠損処分が適切でないもの	(1) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、1年を超えて不納欠損処分を行わないもので、3万円以上のもの	ア 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不納欠損処分を行わないもので、1万円以上のもの
	(2) 不納欠損処分の理由に合理性が認められないもの	
	(3) 不納欠損処分の手続に適正を欠いているもの	
	(4) 私法上の債権で、債権放棄の手続に適正を欠いているもの	
4 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

※2－(1)：「私法上の債権・非強制徴収の公法上債権」の場合の手続の基本的な流れは、滞納 ⇒ 督促 ⇒ 催告などの収納促進など ⇒ 一定要件を具備していれば、法的措置（担保権の実行、強制執行、訴訟手続など）となる。

※2－(2)：時効管理で留意する点は、①時効期間 ②時効の起算点 ③時効の中断 ④時効の完成 ⑤時効の援用などである。

7 補助金等

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 補助金等の交付事務が適切でないもの	(1) 交付申請から交付決定日まで、実績報告期限から実績報告まで、実績報告から額の確定日まで、額の確定日から支払までの期間が、いずれか3箇月以上のもの 但し、国費が入っているものについては、国からの通知等を受けてからの起算とする。	ア 交付申請から交付決定日まで、実績報告期限から実績報告まで、実績報告から額の確定日まで、額の確定日から支払までの期間が、いずれか2箇月以上のもの 但し、国費が入っているものについては、国からの通知等を受けてからの起算とする。
	(2) 補助金等の概算払に合理性がないもので、事業全体の執行に影響を与えたもの	イ 補助金等の支払時期、支払方法等が適切でないもの
	(3) 補助事業の効果がなかったもの	ウ 補助事業の効果が少なかったもの
	(4) 実績報告の内容が交付決定の内容と明らかに相違しているもの	エ 経費配分の変更又は事業内容の変更の承認手続を行っていないもの
	(5) 要綱等の規定が著しく不適切なものの	オ 左のもので軽微なもの
	(6) 経費の使途が要綱等の規定を著しく逸脱しているもの	カ 経費の使途が要綱等の規定に照らし適切でないもの
	(7) 事業に係る検査、確認を行っていないもの	キ 事業に係る検査、確認が不十分なもの、又は正当な理由もなく状況報告を求めているもの
	(8) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分な100万円以上のもの	ク 補助事業に係る実績報告の確認が不十分な10万円以上のもの
2 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

※補助金等とは「山形県補助金等の適正化に関する規則」に定めるもの

8 財 産

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 財産の管理が適切でないもの	(1) 特別の事由もなく登記をしないで1年以上放置しているもの	
	(2) 寄付を受けた財産に係る所定の手続をしていないもの	ア 寄付を受けた財産に係る所定の手続が遅延しているもの
		イ 所管換又は所属換の手続をしていないもの
	(3) 財産台帳（借受財産を含む）が未調製であるもの	ウ 財産台帳（借受財産を含む）の記載が著しく滞っているもの
	(4) 財産の現況把握が十分でないため、現況と台帳の記載内容が著しく相違するもの	エ 財産の現況把握が十分でないため、現況と台帳の記載内容が相違するもの
	(5) 行政財産（教育財産を含む）の目的外使用許可、普通財産の貸付契約の締結等を行わないで使用させているもの	オ 行政財産（教育財産を含む）の目的外使用許可、普通財産の貸付契約等の内容に反して使用させているもの
		カ 使用許可又は貸借契約において期間又は金額が誤っているもの
	(6) 公有財産の取得又は処分に係る決裁が行われていないなど、手続が極めて不適切なもの	キ 公有財産の取得又は処分手続に不備があるもの
		ク 公有財産の異動報告をしなかったもの
	(7) 合理的な理由もなく、有価証券等を会計管理者の保管としていないもの	ケ 有価証券等の異動があったにもかかわらず、出納通知がなされていないもの
	(8) 施設が利用されず放置されているもの又は効率的、効果的に利用されていないもの	コ 施設の活用が十分でないもの
2 物品の管理が適切でないもの	(1) 物品の取得又は処分に係る決裁が行われていないなど、手続が極めて不適切なもの	ア 物品の取得又は処分手続が適切でないもの
	(2) 物品の保管場所、所在又は在庫量が明確でないもの	イ 物品の在庫管理が適切でないもの
	(3) 重大な過失により大量の物品を紛失したもの	ウ 大量の物品を紛失したもの
	(4) 正当な理由もなく、物品売払代金納入前に物品を引き渡すなどして県に損害を与えたもの	エ 物品引渡しの時期が適当でないもの
	(5) 物品が長期間利用されず放置されているもの	オ 物品の活用が十分でないもの
	(6) 生産物の物品管理者への引継ぎにおいて、生産量又は引継量が実量と著しく相違するもの	カ 生産物の物品管理者への引継ぎ又は処分手続が適切でないもの
	(7) 生産物の管理が適切でなく、大量の廃棄処分をしているもの	
3 基金の管理が適切でないもの	(1) 基金の運用が基金本来の目的に違反しているもの又は運用を誤るなど、運用が著しく不適切なもの	ア 左のもので軽微なもの
4 その他	(1) 上記以外で重大なもの	ア 左のもので軽微なもの

9 その他

事 項	指 摘 事 項	注 意 事 項
1 その他	(1) 財務諸表への表示が著しく不適切なもの	ア 財務諸表への表示が適切でないもの
	(2) 前年度会計の監査において指摘等された事項について、措置又は改善を行なっていないもの	イ 左のもので軽微なもの
	(3) その他指摘することが適当と認められるもの	ウ その他注意することが適当と認められるもの